

令和 6 年度 介護福祉士修学資金等貸付事業
介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 募集要項
(生活保護受給世帯等に該当する方向け)

下記制度概要は、令和 5 年 1 1 月 1 日現在の内容です。貸付決定は、貸付決定時点の制度内容に基づいて行いますので、制度改正により、貸付条件等が下記制度概要から変更となる場合があります。

制度の概要

この制度は、社会福祉士及び介護福祉士法第 4 0 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校若しくは都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」といいます。）又は、社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号若しくは第 3 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」といいます。）に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、岡山県内における質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的としています。

この募集要項の内容により申込みを行うことができるのは、生活費加算の貸付対象者の要件に該当する方であって、令和 6 年度に介護福祉士養成施設又は、社会福祉士養成施設に在学する予定の方です。

【参考】生活費加算の貸付対象者は、以下の要件のいずれかに該当する方です。

- (1) 借入申込日に生活保護受給世帯の世帯員であって、貸付決定に伴い生活保護受給世帯から世帯分離される方
- (2) 借入申込日の属する年度又は前年度において、借入申込者の生計維持者（原則として父母）が、次のいずれかの措置を受けている方
 - ① 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ② 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - ③ 国民年金法第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛け金の減免
 - ④ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

※詳細については、下記「3 生活費加算の貸付対象者」をご確認下さい。

1 介護福祉士修学資金の貸付対象者：以下の要件をいずれも満たす方

- (1) 介護福祉士養成施設等（介護福祉士修学資金の場合は、介護福祉士養成施設、社会福祉士修学資金の場合は、社会福祉士養成施設をいいます。以下同じ。）に在学する方
- (2) ①から④のいずれかの要件を満たしており、卒業後、岡山県内（県外の一定の国立施設等で従事する場合を含みます。以下同じ。）において、返還免除対象業務に従事しようとする方
 - ① 岡山県内に住民登録している方

- ② 岡山県内の介護福祉士養成施設等に在学する方
 - ③ 介護福祉士養成施設等の学生となった年度の前年度に岡山県内に住民登録していた方で、介護福祉士養成施設等での修学のために転居した方
 - ④ ①から③に限らず、介護福祉士養成施設等を卒業後に岡山県内において返還免除対象業務に従事しようとする方であると社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「岡山県社会福祉協議会」といいます。）が認めた方
- （３）学業成績等が優秀であると認められる方、又は、卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士等（介護福祉士修学資金の場合は、介護福祉士、社会福祉士修学資金の場合は、社会福祉士をいいます。以下同じ。）の資格取得に向けた向学心があると認められる方
- （４）家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる方

返還免除対象業務について

返還免除対象業務とは、昭和６３年２月１２日社庶第２９号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添１に定める職種若しくは別添２に定める職種又は当該施設の長の業務のことです。詳細については、岡山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

他制度との併用について

本制度と趣旨が同様の他制度（※１）を利用する方は、原則として貸付対象になりません。

ただし、本制度との併用が認められている他制度（※２）を利用する方及び他制度の利用を中止して本制度を利用する方は、貸付対象になります。

加えて、本制度による貸付を受けようとする方が本制度と趣旨が同様の他制度（国庫補助事業等を除く。）との併用を希望し、貸付けの審査により他制度との併用が真にやむを得ないと認められた場合についても、貸付対象となります。

※１ 本制度と趣旨が同様の他制度には、他団体等が実施する介護福祉士修学資金等貸付、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、離職者訓練制度、独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金（第１種・第２種）、施設経営法人が実施する奨学金等が含まれます。

※２ 本制度との併用が認められている他制度には、教育訓練給付制度や高等教育の修学支援新制度（大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免及び学資支給）等が含まれます。

なお、高等教育の修学支援新制度と併用する場合は、本制度の利用が一部制限される場合があります。詳細については、募集要項最後の別表をご確認ください。

2 貸付額：下記の金額を上限として貸付けします。

- (1) 修学資金（学費） 月額 50,000円
(2) 入学準備金 200,000円（初回送金時に貸付）
(3) 就職準備金 200,000円（最終回送金時に貸付）
(4) 国家試験受験対策費用 年度当たり 40,000円 ※介護福祉士修学資金のみ
(5) 生活費加算 次表の金額 ※下記「3 生活費加算の貸付対象者」の要件を満たす方のみ

借入申込者の 借入申込時の居住地	借入申込者の借入申込時の年齢				
	19歳以下	20～40歳	41～59歳	60～69歳	70歳以上
岡山市・倉敷市	40,190円	38,460円	36,460円	34,480円	31,120円
玉野市	36,400円	34,830円	33,030円	31,230円	28,300円
津山市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・新見市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町	34,510円	33,020円	31,310円	29,600円	26,520円
その他の市町村	32,610円	31,210円	29,590円	27,980円	25,510円

※貸付上限額が改定された場合、貸付決定日時点での貸付上限額を適用して貸付決定を行います。

3 生活費加算の貸付対象者：以下の要件のいずれかに該当する方

- (1) 借入申込日に生活保護受給世帯の世帯員であって、貸付決定に伴い生活保護受給世帯から世帯分離される方
(2) 借入申込日の属する年度又は前年度において、借入申込者の生計維持者（※）が、次のいずれかの措置を受けている方
- ①地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ②地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ③国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛け金の減免
 - ④国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

※生計維持者は、原則、父母（どちらかいないときは1人）です。父母がいない場合は、申込者の生計を実際に支えている人が生計維持者です。その他の事情がある場合は、岡山県社会福祉協議会までお問い合わせください。

4 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年3%の延滞利子を徴収します。

5 定 員：介護福祉士修学資金 若干名 社会福祉士修学資金 若干名

6 貸付期間：介護福祉士養成施設等に在学する期間

7 連帯保証人：1人必要

連帯保証人は、以下の要件全てに該当する必要があります。

- (1) 日本国内に住所を有する方
- (2) 日本国籍を有する方又は永住者の在住資格を持つ方若しくは特別永住者等の方
- (3) 確実な保証能力を有する成年者の方

※保証能力については、原則として住民税所得割を課税されていることを以って確認させていただきます。

※(3)の要件に加えて、連帯保証人は、借入申込者と独立した生計を営んでいる方で、
ることが望ましいです。

※借入申込者が令和6年4月1日時点で未成年者の場合、連帯保証人は、上記の要件に加えて、法定代理人（親権者、未成年後見人等）である必要があります。

※連帯保証人の適格要件等に関する個別のお問い合わせには、お答えできません。

8 貸付契約の解除

借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったとき、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。また、借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときも、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。

資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められる事由の例

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- (4) 死亡したとき

9 返還の債務の当然免除

以下のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に、介護福祉士等の登録を行い、岡山県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、5年（在職期間通算1,825日以上かつ業務従事期間900日以上）の間、引き続きそれらの業務に従事したとき

なお、過疎地域、離島及び中山間地域等での従事又は中高年離職者（入学時に45歳以上で離職後2年以内の者）の場合は、返還免除のために必要な業務従事期間が3年（在職期間通算1,095日以上かつ業務従事期間540日以上）に短縮されます。

- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

卒業年度の国家試験に合格できなかった場合の取り扱いについて

【介護福祉士修学資金】※令和9年3月31日までに卒業した方のみ

返還債務の全額免除を受けるためには、5年間の有効期限付きの介護福祉士登録を行い、返還免除対象業務に従事する必要があります。介護福祉士登録の有効期限内に返還免除の要件を満たすことができない場合には、国家試験合格等により介護福祉士登録有効期限の解除を行わなければ、返還の債務の当然免除を受けられなくなることがあります。

【社会福祉士修学資金】

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、岡山県社会福祉協議会が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合には、卒業年度の読替えを行うことがあります。これにより、卒業年度の翌年度の国家試験に合格した場合でも、返還免除対象業務に従事することで、返還の債務の当然免除の要件を満たせば、返還の債務の当然免除を受けることができます。

10 返 還

以下の事由に該当する場合には、月賦の元金均等払方式で岡山県社会福祉協議会が定める返還期間内に貸付金を返還していただきます。なお、返還期間は、以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間以内の期間を基準として決定します。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
 - (2) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等として登録せず、又は岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき
 - (3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき、又は、岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ※貸付けを受けた期間以上に岡山県内において返還免除対象業務に従事した場合は、返還の債務の一部が免除されることがあります。

申込方法等

1 申込時の必要書類

【全員共通】

- ☐ 岡山県介護福祉士修学資金等借入申込書（様式第1号－1）
- ☐ 世帯の状況表（別紙1）
- ☐ 借入申込者世帯全員の住民票の写し
※世帯の状況表（別紙1）に記入された世帯員全員分の住民票が必要です。
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
- ☐ 借入申込者世帯の生計維持者の所得・課税証明書（最新のもの）
※生計維持者は、原則、父母（どちらかいないときは1人）です。父母がいない場合は、申込者の生計を実際に支えている人が生計維持者です。
※所得・課税証明書上の所得と比較して、所得が急変している場合等は、「世帯の状況表（別紙1）」の「家族についての特記事項欄」に現状を詳しく記入して下さい。また、現状を証明できる書類がある場合は、添付してください。
※所得・課税証明書は、市町村役場等で取得できます。なお、申込時点では、令和5年度（令和4年中所得）分が最新です。
- ☐ 連帯保証人の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
※借入申込者世帯の世帯員及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- ☐ 連帯保証人の所得・課税証明書（最新のもの）
※住民税の課税状況が確認できるもの
※生計維持者及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
※所得・課税証明書は、市町村役場等で取得できます。なお、申込時点では、令和5年度（令和4年中所得）分が最新です。
※所得・課税証明書上の所得と比較して、所得が大きく減少している場合等は、現状を証明できる書類（直近の源泉徴収票や給与明細表等）を添付してください。
- ☐ 個人情報の取扱いについての同意書
※借入申込者及び連帯保証人それぞれが署名・捺印してください。
- ☐ 高校発行の調査書又は内申書
※借入申込者が高校在学中の方以外の場合は、養成施設における修学、資格取得及び中核的な介護職等としての就労等の意欲について記入した自己推薦書（400字程度。原稿用紙に日本語で記入。）を代わりに提出してください。
- ☐ 生活費加算貸付対象であることを証明する書類

【証明書類の例】

- ①福祉事務所が発行する生活保護受給証明書 ※生活保護受給世帯の場合
- ②市町村が発行する「所得・課税証明書」 ※非課税であることが確認できること
- ③市町村が発行する「市町村民税減免決定通知書」の写し
- ④日本年金機構が発行する「国民年金保険料免除理由該当通知書」の写し
- ⑤日本年金機構が発行する「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」の写し

⑥市町村が発行する「国民健康保険料（税）減免決定通知書」の写し

⑦市町村が発行する「国民健康保険料（税）徴収猶予承認通知書」の写し

※②～⑦の書類を提出する場合は、借入申込者の生計維持者全員分の証明が必要です。

【中高年離職者に該当する場合】

☐ 離職したこと及び離職日を証明する書類

【本制度と趣旨が同様の他制度を利用する場合（予定や希望の場合を含む）】

☐ 他制度の利用意思等申出書（別紙４）

【留学の在留資格で介護福祉士養成施設等に入学する予定の場合】

借入申込者の現在の状況に応じて、提出が必要となる書類がありますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。状況を確認させていただいたうえで、個別に必要な書類をご案内いたします。

2 申込方法

岡山県社会福祉協議会ホームページ等から申請に必要な様式を入手して記入し、必要書類を揃えて下記申込先へ郵送してください。

※郵送の際は、配達記録の残る方法による送付をお勧めします。不着等の事故が生じた場合には本会では責任を負いませんので、十分にご注意ください。

3 申込締切日：令和５年１２月１８日（月）必着

4 貸付内定又は不承認の通知

提出書類に基づいて審査を行い、貸付内定通知又は不承認通知を送付します。

※選考内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので予め御了承ください。

5 介護福祉士養成施設等入学後の手続き

介護福祉士養成施設等に入学後、次の書類を提出していただきます。提出書類により、貸付対象要件に該当していること等が確認できた場合には、貸付決定を行います。

なお、貸付決定までの間に制度改正があった場合、この募集要項と異なる内容で貸付決定をさせていただく場合があります。その際は、貸付決定通知書等により変更内容をお知らせします。

☐ 介護福祉士修学資金等借入申込金額確認書

※転居、加齢、制度改正等に伴う借入希望額の変更について確認するために提出していただきます。

☐ 介護福祉士養成施設等の在学証明書

☐ 借入申込者の住民票の写し（コピーは不可）

※介護福祉士養成施設等入学後に発行されたもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

- ☐ 生活保護受給世帯から世帯分離されていることの証明書
※借入申込時に生活保護受給世帯の世帯員であった場合のみ

6 貸付決定後の提出書類

貸付決定者には、次の書類を提出していただきます。指定した期日（貸付決定を受けた日から2週間後）までに提出がない場合、借入を辞退したものとみなします。

- ☐ 岡山県介護福祉士修学資金等借用証書
※借受人及び連帯保証人がそれぞれ署名・捺印してください。
- ☐ 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
※市町村から3か月以内に交付されたものに限りです。
※高校を卒業したばかりの借受人等については、まだ印鑑登録を行っていないことが想定されます。貸付決定した場合に、速やかに手続きが進められるよう準備をお願いいたします。
- ☐ 口座振込申出書（本人名義の口座に限りです。）

7 その他

生活保護を受給している方が本制度を利用する場合には、世帯分離等の生活保護関係の手続きが必要になりますので、必ず福祉事務所等生活保護担当者（ケースワーカー）に相談したうえで申込みをしてください。

申込・問い合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班
TEL 086-226-3544（直通）

別表 介護福祉士修学資金等と高等教育の修学支援新制度の併用可否一覧表

高等教育の 修学支援新制度 の種別		介護福祉士 修学資金等 の種別	併用可否	必要な手続きなど
授業料等減免 (※1)	授業料の減免	修学資金	△ 併用可 (条件付)	「授業料の自己負担額」及び「授業料以外の修学にかかる経費の額(※)」の合計額を超えて貸付を受けることはできません。 併用を希望する場合、貸付金の送金は、減免額確定の申し出及び貸付一部辞退等の手続きが完了した後に行います。 ※教材費や実習費等
	入学金の減免	入学準備金	△ 併用可 (条件付)	「入学金の自己負担額」及び「入学金以外の入学にあたってかかる経費の額(※)」の合計額を超えて貸付を受けることはできません。 併用を希望する場合、貸付金の送金は、減免額確定の申し出及び貸付一部辞退等の手続きが完了した後に行います。 ※入学時に購入する学用品購入費等
給付型奨学金 (※2)		就職準備金	○ 併用可	併用にあたって、必要な手続きはありません。
		国家試験 受験対策費用	○ 併用可	併用にあたって、必要な手続きはありません。
		生活費加算	× 併用不可	給付型奨学金を利用する場合、生活費加算を受けることはできません。 給付型奨学金の利用を希望する方が、生活費加算の貸付決定を受けた場合、貸付金の送金は、給付型奨学金の額の確定の申し出及び貸付一部辞退等の手続きが完了した後に行います。

※1 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免

※2 大学等における修学の支援に関する法律に基づく学資支給

【注意事項】

介護福祉士修学資金等と高等教育の修学支援新制度を併用する方は、原則として、それ以外に趣旨が同様の他制度を利用することが認められません。